埼玉、昭46不10、昭47．９．８

命　　令　　書

申立人　　日本新聞労働組合連合

申立人　　埼玉新聞労働組合

申立人　　Ｘ１

申立人　　Ｘ２

申立人　　Ｘ３

申立人　　Ｘ４

申立人　　Ｘ５

被申立人　　埼新印刷株式会社

主　　文

１　被申立人は、申立人Ｘ２、同Ｘ３に対する昭和46年度昇給につき再査定のうえ、同年４月分以降の諸給与（同年夏期一時金、同年末一時金を含む。）の差額金を支払わなければならない。ただし、再査定にあたっては、労働協約による平均査定額を下回ってはならない。

２　被申立人は、申立人Ｘ１、同Ｘ２、同Ｘ３、同Ｘ５に対する昭和46年度夏期一時金につき再査定のうえ、差額金を支払わなければならない。ただし、再査定にあたっては、労働協約による平均査定額を下回ってはならない。

３　被申立人は、申立人Ｘ３、同Ｘ５に対する昭和46年度年末一時金につき再査定のうえ、差額金を支払わなければならない。ただし、再査定にあたっては、労働協約による平均査定額を下回ってはならない。

4　申立人らのその余の申立ては棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　被申立人は、株式会社埼玉新聞の工務部が昭和32年９月24日分離独立して、印刷の受託およびそれに附帯する業務を主たる目的として設立された株式会社であり、本件申立て時の従業員は40名である。

⑵　申立人埼玉新聞労働組合（以下組合という。）は、株式会社埼玉新聞の前身である社団法人埼玉新聞の従業員約100名によって昭和23年ごろ結成し、企業形態が変更された後も同一組織であって、本件申立て時の組合員は、株式会社埼玉新聞従業員23名、被申立人会社従業員５名である。

⑶　申立人Ｘ１、同Ｘ２、同Ｘ３、同Ｘ４、同Ｘ５は、被申立人会社従業員で申立人組合の組合員であり、申立人Ｘ２は執行委員、同Ｘ３は書記長、同Ｘ５は会計監査である。

⑷　申立人日本新聞労働組合連合（以下新聞労連という。）は、全国の新聞通信およびこれと直接関連する産業の労働組合の連合体であり、申立て時の加盟組合数は78組合である。

申立人組合もこれに加盟している。

２　従来の労使関係

⑴　申立人組合は、組合結成当初においては協調的組合であったが、昭和37年ごろから活発な組合活動を展開し、昭和38年には年末一時金要求のため、初めてストライキを行なった。その後、申立人組合は、組合ニュースの発行、不当労働行為救済の申立て、ストライキ等を行なうようになった。

⑵　これに対し被申立人は、組合役員の懲戒、組合批判の宣伝、組合員に対する時間外就労拒否、団交拒否等を行ない、昭和40年ごろ申立人組合の組合員は激減現象を生じ

た。

⑶　申立人と被申立人間の当委員会昭和44年（不）第９号不当労働行為救済申立て事件につき、昭和44年６月23日和解が成立したが、賃金および一時金について組合員であることによって差別取扱いをしない（第３項）との条項があり、さらに、中央労働委員会昭和46年（不再）第16号事件につき昭和46年６月19日成立した和解条項にも、懸案事項について双方誠意をもって協議し、今後労使関係の正常化に努力する旨特に協定されており、常に組合員に対する不利益取扱いの問題が争点となっていた。

⑷　被申立人会社の従業員は、申立人組合のほかは未組織であり、申立人組合が唯一の従業員の意思を会社に反映させる機関である。したがって、毎年昇給その他の要求を掲げて団体交渉が行なわれ、労働協約が結ばれて実施されている。しかし、申立人組合員が少数のため、その実質は被申立人の意思に従わざるを得ず、昇給についてみても、昭和42年までは全額査定が行なわれ、その後申立人組合の再々の要求により、昇給の内訳が基準内賃金スライド、査定給、格差補正給と定めて協定し、基準はやや明確化したが、その査定給、格差補正給は、被申立人の一方的判定により定められるものであった。

また一方、昇給額を定めても、それは従業員（役員以外の社員、準社員を含む。）全部についての平均であり、組合員の平均あるいは部、課長を除く一般社員の平均でなく、現実に給料を受領しなければ昇給の見当もつけられない状況であった。

３　申立人組合員の組合歴

⑴　申立人Ｘ１は、昭和38年11月入社し、昭和39年６月申立人組合に加入し、大会議長、選挙管理委員を勤めている。

⑵　申立人Ｘ２は、昭和39年１月入社し、昭和39年９月申立人組合に加入し、40年から42年まで副委員長、42年執行委員、43年執行委員長、44年以降執行委員となっている。

⑶　申立人Ｘ３は、昭和38年１月入社し、昭和38年８月申立人組合に加入し、39年青年婦人部長、40年から43年まで委員長、44年以降書記長を勤めている。

⑷　申立人Ｘ４は、昭和37年５月入社し、一度は申立人組合を脱退したことがあるが、

昭和42年３月23日再加入し、42年から44年まで副委員長を勤めた。

⑸　申立人Ｘ５は、昭和39年３月入社し、昭和39年９月申立人組合に加入し、42年から44年まで青年婦人部長、45年以降会計監査を勤めている。

４　昭和46年度昇給について

⑴　申立人組合は、昭和46年２月２日被申立人に対し、賃上げとして、①一律12,000円、②査定をなくすこと等を要求し、団体交渉の結果、昭和46年４月28日次のとおり労働協約が締結され、実施された。

一　昇給額	社員、準社員１人平均	8,700円
二　配分内容	格差補正給	1,300円
	一律給	300円
	査定給	700円
	基準内賃金スライド	5,000円
	扶養家族手当（妻　2,000円、その他　1,000円）	1,400円
三　支給対象者	１か年在職者	
四　実　　施	昭和46年４月１日	

⑵　上記昇給により、申立人組合員の賃金は次のとおりとなった。

	45年度基準内賃金	同賃金スライド	一律	査定	格差	昭和46年度基準内賃金
Ｘ１	37,840円	4,350円	300円	910円	0円	43,400円
Ｘ２	30,790円	3,540円	300円	270円	1,500円	36,400円
Ｘ３	36,360円	4,180円	300円	60円	0円	40,900円
Ｘ４	32,360円	3,720円	300円	1,820円	800円	39,000円
Ｘ５	29,890円	3,430円	300円	780円	2,000円	36,400円

⑶　上記基準内賃金を非組合員と比較すると次のとおり格差を生じている。

イ　申立人Ｘ１は、34歳で勤続８年、申立人Ｘ２は、39歳で勤続７年10月である。非組合員Ｃ１は、35歳勤続８年８月で55,000円、非組合員Ｃ２は、34歳勤続８年11月

で58,000円となっている。そして、これらは役職につきその手当を受けている。

ロ　申立人Ｘ３は、29歳９月勤続８年10月、申立人Ｘ４は、29歳勤続９年５月である。

非組合員Ｃ３は、30歳勤続11年で55,000円、同Ｃ４は、28歳勤続４年５月で42,600円、同Ｃ５は、25歳勤続８年８月で42,400円となっている。

そして、これらは役職につきその手当を受けている。

5　昭和46年度夏期一時金について

昭和46年度夏期一時金については、昭和46年７月１日次のとおり労働協約が締結され、実施された。

一　社員、準社員平均　102,000円　（基準内賃金49,747円）

二　配　分　　(ｲ)　基準内賃金スライド　　84,575円

(ﾛ)　査定給　　14,925円

(ﾊ)　一律給　　2,500円

その結果、 申立人組合員は、次のとおり支給された。

	基準内賃金スライド	一律	査定	支給額
Ｘ１	73,780円	2,500円	13,000円	89,280円
Ｘ２	61,880円	2,500円	7,000円	71,380円
Ｘ３	69,530円	2,500円	7,500円	79,530円
Ｘ４	66,300円	2,500円	17,000円	85,800円
Ｘ５	61,880円	2,500円	10,500円	74,880円

6　昭和46年度年末一時金について

昭和46年度年末一時金については、昭和46年12月６日労働協約が次のとおり締結され、実施された。

社員、準社員平均（基準内賃金２か月分＋25,000円）

123,663円

配　分　　(ｲ)　基準内賃金スライド　　1.8月

(ﾛ)　一律給　25,000円

(ﾊ)　査定給　0.2月

この結果、 申立人組合員には次のとおり支給された。

	基準内賃金スライド	一律	査定	支給額
Ｘ１	78,120円	25,000円	16,080円	119,200円
Ｘ２	65,520円	25,000円	9,880円	100,400円
Ｘ３	73,620円	25,000円	9,780円	108,400円
Ｘ４	70,200円	25,000円	13,600円	108,800円
Ｘ５	65,520円	25,000円	8,080円	98,600円

7　査定について

⑴　前記のとおり、賃上げ、夏期一時金、年末一時金の各支給にあたり、会社の自由裁量による査定が行なわれ、申立人組合は、各期の団体交渉において、その割合の減少あるいは廃止を要望して来たが、 昭和46年度においても査定が行なわれたものである。

⑵　査定は、人事考課表を課長、部次長、部長が作成し、最終的に役員会で決定するもので、その基準は、責任感、協調度、能力、勤度、勤勉、企画独創力等により、総合的に考慮して決定されるものとするが、その内容等は、全く組合員に知らされることなく行なわれている。

⑶　査定と組合活動との関係について、被申立人は、団体交渉の席で、「ストライキによるものでも勤務を欠けば、減点要素になる。」、「組合にはいっているから安いのはあたりまえ」、「仕事がよくできてもストをするような組合員は査定減にする。」あるいは「賃金で組合員が非組合員と差があるのは当然であり、組合員は低い分だけ反省すべきだ。」等の発言をしており、組合員なるが故に不利益取扱いをしていることを自ら認めている。

第２　判断および法律上の根拠

1　申立人等は、過去数年にわたる昇給につき、被申立人は申立人組合員に対し不当に低い査定をなし、その結果、申立人組合員は非組合員より低賃金であり、その昭和46年度における差額をもって不利益取扱いをしていると主張する。

しかし、昇給は毎年行なわれ、その年度毎の労働協約が締結されて実施して来たのであるから、各年度毎に昇給行為は終っているのである。

本件申立ては、昭和46年12月25日当委員会に受付けられている。その時点において１年を経過した昇給については労働組合法第27条第２項および労働委員会規則第34条第３号の規定により、救済申立てを受付けることはできず、審査の対象とすることはできないものである。よって、昭和46年度の昇給についてのみ審査の対象とする。

2　昭和46年度昇給について､労働協約が成立して実施したことは当事者間に争いはない。したがって、一応不当労働行為の成立の余地はないのであるが､本件労働協約により定められた基準のうち、査定給および格差補正給は全く被申立人の自由裁量により決められるのであるから、その分について組合員を不利益取扱いをしたとすれば不当労働行為は成立する。

よって、これらについて検討する。

⑴　申立人Ｘ１についての査定給は910円であり、平均査定給は700円であるから、特に低位に査定したとみる余地はない。

⑵　申立人Ｘ２についての査定給は270円であり、平均査定給より極めて低位に査定されている。

⑶　申立人Ｘ３についての査定給は60円であり、平均査定給より極めて低位に査定されている。

⑷　申立人Ｘ４についての査定給は1,820円であるから、低位に査定したとみる余地はない。

⑸　申立人Ｘ５については査定給は780円であるから、低位に査定したとみる余地はない。

3　以上のとおり、申立人Ｘ２、同Ｘ３について、査定が極めて低位に評定されているの

であるが、被申立人のその理由とするところは、申立人Ｘ２は仕事が遅い、申立人Ｘ３は態度が悪いとするもので、何等具体的根拠の主張も疎明もない。一方、被申立人は、組合員が組合活動をなすことを嫌悪していたことは、団体交渉等における発言によっても明白であるから、これら低位の査定は、申立人等の組合活動を理由として不利益取扱いしたものと断ぜざるを得ない。よって、労働組合法第７条第１号の不当労働行為を構成する。

４　格差補正給は、基準内賃金35,000円以下の者を対象にして支給し、その対象者は、従業員40名のうち非組合員を含めて11名である。

格差補正給の平均は1,300円であるから、申立人Ｘ４に対する格差補正給800円は、前記平均額より極めて低額であることは明白であるが、非組合員で同申立人と基準内賃金がほぼ同額である２名に対する格差補正給が、800円と400円であることを考慮すれば、組合員であることを理由として不利益取扱いをしたものと認めることはできない。

５　役職手当の支給について

申立人Ｘ１および申立人Ｘ２は、課長職手当相当額の支払いを求めている。

⑴　被申立人会社の職階は、部長、部次長、課長、係長、一般従業員となっており、課長については、月額10,000円の役職手当が支給される。ただし、時間外手当は支給されない。

⑵　被申立人会社の組織をみるに、第１活版部の文選課、植字課、印刷部の輪転課には、課と称しながら課長職がなく、第２活版部の文選課、植字課には、課長の上に部次長職があるなど、課長と称しても会社組織の中で課員を管掌するものとして課長があるのではなく、給与における特別待遇のために課長職に補せられるに過ぎない面もあるが、課員の人事考課をなすなど使用者的面もあるので、かかる職位に補することを命ずるのは会社の有する人事権に不当に介入することであり、労働委員会の権限を超えるものである。

⑶　申立人らは、役職手当相当額の支払いを求めているのであるが、課長職にない者にこれを支給すべき理由はなく、また、時間外手当の不支給という反面もあるので、こ

の点についての申立人の主張は認めることはできない。

6　昭和46年度夏期一時金、年末一時金について

⑴　これらは、いずれも労働協約が成立して支給されており、申立人らの主張するところは、昭和46年賃上げについての不利益取扱いを根拠に基準内賃金が訂正されるべきであり、その訂正された賃金を基礎として、これら一時金を計算して支給することを求めている。

⑵　当委員会は、昭和46年度賃上げについて、上記範囲において申立人らに対する不利益取扱いを認めて再査定を命じているのであるから、これにより訂正された基準内賃金によりこれら一時金についての基礎とすべきは当然であるから、申立人らの主張は肯認することができる。

⑶　さらに、これら一時金の査定について検討してみるに、労働協約により夏期一時金のうち14,925円を平均査定給としながら、申立人Ｘ１　13,000円、同Ｘ２　7,000円、同Ｘ３　7,500円、同Ｘ５　10,500円と査定している。また、年末一時金のうち、9,865円(基準内賃金の0.2月分)を平均査定給としながら、申立人Ｘ３　9,780円、同Ｘ５　8,080円と査定しており、いずれも労働協約により定めた平均額以下であることは明白である。

⑷　これら申立人に対し、かかる低位に査定した根拠については、被申立人においてなんら具体的事実の主張も疎明もなく、一方、被申立人が組合を嫌悪していた状況は前記認定のとおりであるから、この査定は、申立人らの組合活動を理由として低位に査定したものと断ぜざるを得ない。よって、労働組合法第７条第１号の不当労働行為を構成する。

7　申立人は、「被申立人は、賃金等の労働条件に関し、組合と誠意をもって協議決定しなければならない。賃金に関しては、支給基準を明確にし、個々人に支給されるべき金額を明らかにして組合に提示し、協議決定しなければならない。」との命令を求めているが、これらについて、不当労働行為を構成する具体的事実の主張も疎明もなく、また、被申立人は常に団体交渉に応じ、労働協約が成立しているのであるから、この点について、

申立人らの主張は認めることはできない。

８　さらに、申立人は、陳謝文の掲示を求めているが、本件については、主文の程度をもって足るものと判断する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和47年９月８日

埼玉県地方労働委員会

会　長　　福　田 耕太郎